

令和 7 年 12 月 15 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和 6 年 11 月 14 日付け総総第 1311 号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

令和 6 年 3 月 14 日付け福介第 4944 号保有個人情報部分開示決定のうち、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)「高齢介護室作成」、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)【第七中学校区地域包括支援センター作成】及び高齢者虐待防止対応会議記録に関して行った部分開示決定を取り消した上で、処分庁において、改めて、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当する範囲を特定し、開示決定等(保有個人情報を開示するかどうかの決定)を行うべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が、審査請求人に対し令和 6 年 3 月 14 日付け福介第 4944 号で行った処分を取り消す。

## 第2 事案の概要

### 1 経緯

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和6年1月26日、処分庁に対し、保有個人情報開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」に「高齢介護室が保有する権利擁護に関する文書に記載されている私に関する個人情報の全て」と記載して保有個人情報の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 処分庁は、令和6年3月14日、本件開示請求に係る保有個人情報に関し、後記「請求に係る保有個人情報の内容」に記載する地方公共団体等行政文書（以下単に「行政文書」という。）を特定した上で、

① 後記「請求に係る保有個人情報の内容」エ、オ、カ及びキに掲げる行政文書に記録されている保有個人情報に関しては、開示する。

② 後記「請求に係る保有個人情報の内容」ア、イ及びウに掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）に関しては、別紙「開示を拒否することを決定した部分」については、当該「開示を拒否する理由」により開示をしないものとし、それ以外の部分については、開示する。

旨の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、保有個人情報部分開示決定通知書により審査請求人に通知した（令和6年3月14日付け福介第4944号）。

〔請求に係る保有個人情報の内容〕

ア 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）「高齢介護室作成」

イ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）【第七中学校区地域包括支援センター作成】

ウ 高齢者虐待防止対応会議記録

エ 2022年10月19日付け メールによる要望等について（回答依頼）

オ 2022年10月20日付け Re: メールによる要望等について（回答依頼）

カ 2024 年 1 月 4 日付け 相談対応記録

キ 2024 年 3 月 1 日付け 市民からの要望に対する回答について（依頼）

- (3) 審査請求人は、令和 6 年 4 月 5 日、審査庁に対し、本件部分開示決定の取消しを求める、本件審査請求を行った。

### 第 3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

#### 1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

#### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

##### (1) 審査請求人の主張

ア 本件部分開示決定は事実が不確かな情報に基づいて行われている。

イ 公務の執行や公文書の作成は客観的事実に基づく判断であるべきで、仮定に基づく推測または当該職員の主観による事実無根の憶測に基づくものであってはならない。

ウ 審査請求人の意見等も非開示とされている疑いが極めて高く違法である。

エ 審査請求人の記載がない場合、高齢者虐待防止対応会議において養護者であった審査請求人の氏名、意見等の記載がないのは不自然である。

オ 審査請求人に関する部分とそれ以外の部分を容易に区分できない状態であること自体が理解しがたく、適切な日本語力や事務能力があればこのような事態は起こりえない。

また、仮に容易に区分できない状態だったとしても、通常の日数に加えて延長の日数があり、区分できない適切な理由があったとは推測されない。

カ 本件部分開示決定により、審査請求人は法的権利を侵害されている。

##### (2) 処分庁の主張

ア 本件部分開示決定による不開示情報について

(7) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）「高齢介護室作成」（以下「本件経過記録 1」という。）の内容欄のうち、「寝屋川市職員間又は関係機関との支援につ

いての連絡、調整及び協議に関する情報が記載されている部分」は、寝屋川市が作成した審査請求人の母（以下「対象高齢者」という。）に対する介護についての総合相談の経過記録に記載された寝屋川市職員間又は関係機関との支援についての連絡、調整及び協議に関する情報である。関係機関との連絡、調整及び協議に関する記載には、関係機関の職員による審査請求人及び対象高齢者の評価等を伴う情報が含まれ、このような情報は関係機関の職員が外部に開示されることを想定せずに寝屋川市職員に連絡等をしていることから、当該情報を開示することにより寝屋川市職員と関係機関との協力及び信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、これらの情報は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号ロに規定する養護者による高齢者虐待の認定に至るまでの経緯の裏付けとなる情報にも該当し、寝屋川市職員間や関係機関と連絡、調整又は協議を行った日時や内容が開示されることにより、高齢者虐待に関する通報者や届出者の特定につながるおそれがある。開示することにより通報者に不利益が生じるおそれがあるとともに、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後、虐待等を疑わせる行為を発見しても寝屋川市に通報することがなくなるなど、今後の同種の虐待対応業務等の事務の円滑な遂行に支障が生じることから個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

- (イ) 本件経過記録 1 の内容欄のうち、「対象高齢者に対する支援方針に関する情報が記載されている部分」及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）【第七中学校区地域包括支援センター作成】（以下「本件経過記録 2」という。）のうち、「対象高齢者に対する支援方針に関する情報が記載されている部分」は、寝屋川市又は第七中学校区地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）が作成した、対象高齢者に対する介護についての総合相談の経過記録に記載された対象高齢者に対する介護に関する支

援方針及び高齢者虐待の対応に関する支援方針に関する情報である。対象高齢者に対する支援方針についての情報には、支援方針の検討段階における寝屋川市職員や関係機関の所見、見解等が記載されており、開示することにより、当該情報が対象高齢者の養護者である審査請求人の認識と異なっていた場合において審査請求人が寝屋川市職員や関係機関に対して不信感や不満を抱くことにつながる事となり、対象高齢者に対する支援が困難になるおそれがある。また、外部に開示されることを想定していない寝屋川市職員又は関係機関の職員の所見、見解等が開示されることにより、支援方針の検討において寝屋川市職員又は関係機関の職員が、所見、見解等を述べることを控えることにつながり、適切な支援方針が示されなくなってしまうおそれが想定される。

さらに、当該情報は、高齢者虐待防止法第2条第4項第1号ロの養護者による高齢者虐待の認定に至るまでの経緯の裏付けとなる情報にも該当することから、当該情報を開示することにより、対象高齢者の安全確保のための具体的な方法や寝屋川市及び関係機関の具体的な手法等が養護者に明らかになり、対象高齢者の安全確保等に支障が出るおそれがある。

以上の理由から、開示することより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第78条第1項第7号に該当する。

- (ウ) 本件経過記録2のうち、「記入者の欄全て」は、地域包括が作成した対象高齢者に対する介護についての総合相談の経過記録の記入者の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であることは明らかである。また、本件経過記録2の内容欄のうち、「開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている部分」は、本件経過記録2の内容欄に記載された関係機関の職員の氏名、対象高齢者に関する記載であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別できることができるも

のとして、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。また、本件経過記録 2 のうち、「記入者の欄全て」及び本件経過記録 2 の内容欄のうち、「開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている部分」は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(エ) 本件経過記録 2 のうち、「寝屋川市職員間又は関係機関との支援についての連絡、調整及び協議に関する情報が記載されている部分」は、地域包括が作成した対象高齢者に対する介護についての総合相談の経過記録に記載された関係機関との支援についての連絡、調整及び協議に関する情報であり、これらの情報は、高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項第 1 号ロの養護者による高齢者虐待の認定に至るまでの経緯の裏付けとなる情報にも該当する。よって上記(ア)に記載する理由から個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(オ) 本件経過記録 2 のうち、「開示請求者と対応した職員の所見に関する情報が記載されている部分」は、地域包括が作成した対象高齢者に対する介護についての総合相談の経過記録に記載された対応した職員の所見に関する情報であり、当該職員が抱いた印象ないし評価が記録されている部分については、当該職員は、外部に開示されることを想定しないで記録している。このような情報が開示されることになれば、地域包括の職員は相談者との無用な衝突をおそれて印象や評価に関する記載を躊躇し、経過記録自体が形骸化するおそれがあり、経過記録の形骸化は高齢者虐待への対応に著しい支障を生じるおそれがあるため、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(カ) 高齢者虐待防止対応会議記録のうち、「開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている部分」は、会議の出席者等の氏名又は対象高齢者に関する記載であり、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別できることができるものとして、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。また、「開示請求者以外の個人に関する情報が記

載されている部分」は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(キ) 高齢者虐待防止対応会議記録のうち、「対象高齢者に対する支援方針に関する情報が記載されている部分」は、対象高齢者に対する支援方針に関する情報である。当該情報を開示することにより、対象高齢者の安全確保のための具体的な方法や寝屋川市及び関係機関の具体的な対応手法等が養護者に明らかになり、対象高齢者の安全確保等に支障が出るおそれがあることから、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(ク) 高齢者虐待防止対応会議記録のうち、「寝屋川市職員間又は関係機関との支援についての連絡、調整及び協議に関する情報が記載されている部分」は、関係機関との支援についての連絡、調整及び協議に関する情報又は記録日時、記録時間から関係機関が特定されるおそれがある情報である。よって上記(ア)に記載する理由から個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(ケ) 高齢者虐待防止対応会議記録のうち、「関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されている部分」は、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報である。当該情報は守秘義務が課された者による非公開の会議において使用された文書や外部に開示されることがないことを前提として関係機関から提供を受けた情報であり、開示することにより、寝屋川市と関係機関との協力及び信頼関係が損なわれ、今後、高齢者虐待防止の事務及び当該事務に関連する事務を遂行するに当たり、高齢者と接触のある関係機関からの情報収集が困難となるおそれがあり、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

イ 審査請求人の主張は仮定に基づく推論によって構成されており、審査請求人が一定の客観的証拠をもって主張するものではなく、妥当性を欠くものである。

ウ 本件処分で開示を拒否することを決定した部分（以下「本件不開示部分」という。）に審査請求人の意見等に関する記載があったとしても、当該記載が対象高齢者に対する支援方針の決定に関わるものとなる以上、審査請求人の意見等に係る記載とそれ以外の部分とを容易に区分することはできないことから、不開示とするものである。

エ 本件不開示部分を不開示とした理由は、上記のとおりであり、また、対象高齢者の生命や健康、生活の安全を保護するために、本件不開示部分を開示することが特に必要な事情は存在せず、開示する利益が不開示とする利益を上回ることは想定されない。

オ 本件不開示部分について、審査請求人に関する部分とそれ以外の部分とを「容易に区分することができない」とする理由は、本件不開示部分が、対象高齢者に対する支援方針に関する情報であり、対象高齢者の支援方針の決定に影響を及ぼす記述であることから、全体として一体不可分のものであると認められるからであり、期限内に区分できないことを理由として容易に区分できないとするものではない。

#### 第4 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書を基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

##### 1 個人情報の保護に関する規定等

- (1) 個人情報保護法第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。また、同法第60条第1項において、保有個人情報とは、「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。」と規定されている。
- (2) そして、個人情報保護委員会事務局作成の『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）』（令和4年2月（令和6年3月更新））において、「開示請求の対象は、行政文書等に記録されている「保有個人情

報」です。そのため、開示請求の対象の特定は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」単位で行うものであり、必ずしも「行政文書等」単位とはなりません。「保有個人情報」に該当する範囲については、行政文書等の性質や記録されている情報の内容等に応じて個別具体的に判断する必要があります。」と記載されている。

- (3) また、個人情報保護委員会事務局作成の『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』（令和4年2月（令和6年4月一部改正））において、「法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、開示決定に基づき保有個人情報の開示を実施する場合には、同一の行政文書等に記載されている開示決定に基づく保有個人情報でない部分については開示しなくてもよい。この場合、開示決定に基づく保有個人情報でない部分については、必要に応じ被覆や黒塗り等を行うことになる。」と記載されている。

## 2 介護予防サービスに関する規定等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項は、市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を規定している。
- (2) そして、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うための介護予防サービス計画原案等の作成の資料として利用する等のため、市町村及び市町村から委託を受けた地域包括支援センターがそれぞれ、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」を作成し、支援の対象となる高齢者に関しての出来事、訪問の際の観察、サービス担当者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入することとされている。

## 3 高齢者虐待防止に関する規定等

(1) 高齢者虐待防止法第6条は、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。」と規定し、同法第9条において、市町村が養護者による虐待に関する通報等を受けた際には、当該高齢者の安全の確認その他当該通報等に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等とその対応について協議を行う旨が規定されている。

(2) そして、上記の通報等を受けた市町村は、当該通報等の内容を関係機関等と共有するとともに事実確認を行い、虐待対応方針について協議し、決定するなどし、高齢者の生命、身体又は財産の安全を確保しながら、虐待の解消と高齢者の生活環境の整備のために必要な対応を行うこととされている。

なお、一般的に「コアメンバー会議」「高齢者虐待対応ケース会議」と呼ばれる会議は、このような協議、対応を検討するために市町村が開催するものである。

(3) 処分庁において作成された「高齢者虐待防止対応会議記録」は、次に掲げる記録で構成されている。

ア 高齢者虐待対応 ケース会議記録・計画書 第1表・第2表

イ 高齢者虐待対応評価会議記録表

ウ 事実確認表-チェックシート

エ 高齢者虐待対応会議記録・計画書～コアメンバー会議用～ 第1表・第2表

オ 総合相談票

カ 高齢者虐待・権利擁護受付票

キ 事実確認項目（サイン）

ク アセスメント要約票

## 第5 当審査会の判断

1 個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求制度は、保有個人情報が記録されている「行政文書等」単位に対して、その開示を請求する制度では

なく、「保有個人情報」を単位として開示を請求する制度である。

- 2 第4. 1(3)のとおり、個人情報保護法の規定に基づく開示決定等は「行政文書等」を保有個人情報の開示請求の対象として特定するのではなく、当該行政文書に「開示請求者を本人とする保有個人情報」と「開示請求者を本人とする保有個人情報でない部分」とが記録されている場合には、これらを区別した上で、「開示請求者を本人とする保有個人情報に該当する部分」を特定して、当該保有個人情報について開示を行わなければならない。

- 3 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、開示請求者を本人とする保有個人情報と開示請求者を本人とする保有個人情報でない部分とが混在して記録されていることが認められる。

具体的には、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（本件行政文書のうち、ア及びイ）には、上記第4. 2(2)の趣旨に基づいて、処分庁及び処分庁から委託を受けた地域包括支援センター（以下「処分庁等」という。）による、対象高齢者についての観察経過や、親族と処分庁等の職員とのやり取りが記載されており、高齢者虐待防止対応会議記録には、上記第4. 3(2)の趣旨に基づいて、処分庁等が、会議を行った際の記録として、記録の作成者及び当該会議の出席者の氏名、対象高齢者の健康状態や虐待の有無に関する情報、そのような対象高齢者に対して行った関係機関との連絡、調整及び協議に関する情報その他の対象高齢者への支援方針に関する情報が記載されている。

- 4 にもかかわらず、処分庁は、「開示請求者を本人とする保有個人情報」と「開示請求者を本人とする保有個人情報でない部分」とを適切に区別して、「開示請求者を本人とする保有個人情報に該当する範囲」を特定することをせず、本件部分開示決定を行ったものと認められる。

- 5 したがって、当審査会としては、本件行政文書に記録された開示請求者を本人とする保有個人情報についての開示決定等が適正に行われたとは認め難い。

## 6 結論

よって、本件審査請求に関しては、本件部分開示決定のうち、本件行政文

書に関して行った部分開示決定を取り消した上で、処分庁において、改めて、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当する範囲を特定し、開示決定等（保有個人情報を開示するかどうかの決定）を行うべきである。

[illegible]

|    |                       |                                                                                                                                                          |
|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17 | P26 「内容欄」1行目から26行目    | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 18 | P26 「内容欄」27行目から39行目   | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                          |
| 19 | P27 「内容欄」             | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                          |
| 20 | P28 「内容欄」             | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 21 | P31 「内容欄」12行目から14行目まで | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 22 | P33 「内容欄」             | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 23 | P34 「内容欄」             | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 24 | P36 「内容欄」             | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                          |

【第七中学校区地域包括支援センター作成】

[illegible]





[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]



[illegible]

|     |            |                                                                                                                                                          |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 177 | P174 「内容」欄 | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反覆継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

高齢者虐待防止対応会議記録

|    | 開示を拒否することを決定した部分                                                                                                                     | 開示を拒否する理由                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | P1 計画作成者氏名、出席者、七中<br>包括出席者氏名                                                                                                         | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                |
| 2  | P1 計画作成段階、計画の作成回数、計画の作成日、会議日時、会議目的、高齢者本人の意見・希望、養護者の意見・希望、総合的な対応方針「アセスメント要約票」全体のまとめより、関連機関等連携マップ                                      | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                                |
| 3  | P2 優先順位、目標、対応方法(具体的な役割分担)、計画評価予定日                                                                                                    | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                                |
| 4  | P3 計画作成者氏名、出席者、七中<br>包括出席者氏名                                                                                                         | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 5  | P3 計画評価、会議日時、会議日時、会議目的、課題番号、目標、実施状況(誰がどのように取り組んだか)、確認した事実と日付、目標及び対応方法の評価、判定、高齢者本人の状況(意見・希望)、養護者の状況(意見・希望)、新たな対応計画の必要性、評価結果のまとめ、今後の対応 | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                                |
| 6  | P4 確認者、発言内容や状態・行動・態度など【本人】                                                                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 7  | P4 確認日時、確認場所、確認時の<br>同席者の有無、虐待等の全体的状況、発生状況                                                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認める、また、記録日時、記録時間についても、開示することにより関係機関が明らかになことから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 8  | P5 記録日、記録時間、内容                                                                                                                       | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認める、また、記録日時、記録時間についても、開示することにより関係機関が明らかになことから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 9  | P5 記入者                                                                                                                               | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 10 | P6 内容                                                                                                                                | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                       |
| 11 | P7 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況                                                                     | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                     |

|    |                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | P8 記録日、時間、内容                                                                                         | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認める、また、記録日時、記録時間についても、開示することにより関係機関が明らかになことから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 13 | P9 確認日時、確認場所、確認の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【被保護者】【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況                                     | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                     |
| 14 | P10 虐待対応把握No.                                                                                        | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 15 | P10 計画作成日、虐待対応把握No.、会議日時、会議目的、虐待事実の判断、緊急性の判断、緊急性の判断根拠、虐待発生要因分析、総合的な対応方針、高齢者本人の意見・希望、被保護者の意見・希望、対応の内容 | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                                |
| 16 | P10 計画作成者氏名、七中包括出席者氏名                                                                                | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 17 | P11 課題、目標、対応方法(具体的な役割分担)、対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載)、計画評価予定日                  | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母親に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                                |
| 18 | P12 相談年月日、氏名、住所又は所属機関名、本人との関係、受付方法、電話番号、相談の内容                                                        | 開示を拒否することを決定した部分には、高齢者虐待の相談者に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                                                              |
| 19 | P12 対応者、【本人の状況】被保険者番号、電話、居所、介護認定、利用サービス、主疾患、身体状況、経済状況、障害手帳、本人の意向など、【世帯構成】長男に係る記載                     | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 20 | P13 情報源、相談・訴えの内容、虐待の可能性(通報段階)、権利擁護、協議日時、方法、事実確認の方法、事実確認期限、立入調査の必要性                                   | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                     |
| 21 | P13 協議者のうち、包括職員氏名                                                                                    | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |
| 22 | P14 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況                                         | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                     |
| 23 | P14 確認者                                                                                              | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                                       |

|    |                                                                   |                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | P15 通、確認項目、確認方法                                                   | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 25 | P16 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 26 | P16 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 27 | P17 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 28 | P17 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況 | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 29 | P18 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 30 | P18 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 31 | P19 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 32 | P19 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 33 | P20 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 34 | P20 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 35 | P21 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【本人】、虐待等の全体的状況、発生状況       | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 36 | P21 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |

|    |                                                                   |                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | P22 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 38 | P22 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 39 | P23 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】【第三者】、虐待等の全体的状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 40 | P23 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 41 | P24 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況 | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 42 | P24 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 43 | P25 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【本人】、虐待等の全体的状況、発生状況       | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 44 | P25 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 45 | P26 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】、虐待等の全体的状況、発生状況      | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 46 | P26 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |
| 47 | P27 確認日時、確認場所、確認時の同席者の有無、発言内容や状態・行動・態度など【養護者】【第三者】、虐待等の全体的状況、発生状況 | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 48 | P27 確認者                                                           | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |

|    |                                                                                |                                                                                                                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 49 | P28                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 50 | P29                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 51 | P30                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 52 | P31                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 53 | P32                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 53 | P33                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 54 | P34                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 55 | P35                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 56 | P36                                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した内容が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。                   |
| 57 | P37 通、確認日、確認項目、確認方法                                                            | 開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。 |
| 58 | P38 アセスメント要約日                                                                  | 開示を拒否することを決定した部分には、支援について関係機関と協議した日付が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関が明らかになり、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項                  |
| 59 | P38 要約担当者、高齢者本人の希望、【I. 高齢者本人の情報】健康状態等、危機への対処、成年後見制度の利用、各種制度利用、経済情報、エCOMAP、生活状況 | 開示を拒否することを決定した部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当するため。                                                                   |

|    |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60 | <p>P39 【Ⅱ.養護者の情報】養護者の希望、健康状態等、介護負担、就労状況、経済状況、近隣との関係、【Ⅲ家族関係】、【Ⅳその他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)】、全体のまとめ</p> | <p>開示を拒否することを決定した部分には、関係機関から提供された情報や関係者から聴き取った高齢者虐待に関する情報が記載されており、当該内容を開示することにより、関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の支援業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認めることから、法第78条第1項第7号に該当するため。</p> |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|